

(公印省略)
教総第1531号
教教第2774号
令和3年3月12日

各課長
各地方機関の長
各教育機関の長
各県立学校長

兵庫県教育長

新型コロナウイルス感染拡大に伴う結婚休暇及び長期勤続休暇の
取得期間の特例について（通知）

新型コロナウイルス感染症にかかる法改正及び感染拡大の状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う結婚休暇及び長期勤続休暇の取得期間の特例について」（令和2年5月21日付け教総第1056号、教教第1256号）通知による結婚休暇及び長期勤続休暇の取得期間にかかる特例措置について、延長を行います。

改正内容については、職員に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

各教育事務所にあつては、管内各市町組合教育委員会に対し、このことを通知願います。

記

1 結婚休暇

(1) 対象者

令和2年2月1日時点（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令の施行日）での休暇取得対象者及び当該日以降に新たに休暇取得対象となった者

(2) 取得可能期間

現行	改正後
新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定が準用される期間として政令に規定する期間の終了後、6月を経過する日まで	当分の間 <u>(別途人事委員会と協議を行い定める日(※)から6月を経過する日まで)</u>

(※) 新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて改めて決定する。

2 長期勤続休暇

(1) 対象者

- (ア) 令和3年度に休暇取得対象である者
- (イ) 令和2年度に休暇取得対象である者
- (ウ) 令和元年度に休暇取得対象である者

(2) 取得可能期間

	現行	改正後
(7) R 3年度対象者	—	1年延長
(イ) R 2年度対象者	1年延長	2年延長
(ウ) R 元年度対象者	1年延長	2年延長

※ 当初の取得期間（平成16年12月20日教総第1473号、教教第2991号「長期勤続休暇（特別休暇）の新設について」に定める期間）から1年、もしくは2年延長する。

3 対象者への周知について

各所属長にあつては、職員の計画的な休暇取得を推進するため、特に対象者に対して、周知徹底を図ってください。